

岐阜県環境審議会の委員を公募しています

県では、環境の保全に関して基本的な事項を調査審議するため、「岐阜県環境審議会」を設置し、有識者をはじめとする委員の方々からご意見をいただいています。

このたび、下記のとおり公募による委員の選任を行いますので、お知らせします。

本審議会の委員としてご活躍いただける方のご応募をお待ちしています。



1 募集人数

若干名

2 応募資格

- ・令和8年4月1日現在、満18歳以上で、県内に居住又は通勤、通学している方
- ・高校生、国又は地方公共団体の議員、常勤の公務員は除きます。

3 任期

2年間（令和8年8月1日～令和10年7月31日）

4 委員の仕事

- ・年数回開催される審議会にご出席のうえ、意見を述べていただきます。
- ・審議会は平日に2時間程度、岐阜市内において開催予定です。
- ・出席者には県の規定に基づき報酬と交通費を支給します。

5 ご審議いただく事項

環境に関する各種計画の策定等について

（例）環境基本計画、廃棄物処理計画 など

6 応募の方法

- ・応募書（所定の様式）に必要事項を記入いただき、下記のテーマに関するレポート（自由書式で800字以内）を添えて提出してください。
- ・提出は、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれの方法でも可能です。
- ・応募書等を受理しましたら、その旨ご連絡します。提出してから1週間以内に連絡がない場合は、お問合せください。
- ・ご提出いただいた応募書等は返却しません。

レポートテーマ：

「岐阜県の環境行政における『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」

※第7次岐阜県環境基本基本計画の26頁に「ウェルビーイング／高い生活の質」についての記載がありますので、レポート作成の参考としてください。

7 応募書の入手先

- ・環境生活政策課（県庁9階）、岐阜地域環境事務所及び各県事務所環境課
- ・県ホームページ トップ>暮らし・防災・環境>環境>環境全般
(URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/367676.html>)

8 応募期間

令和8年5月25日（月）～6月12日（金）

※郵送の場合は当日消印有効

9 選考方法等

- ・提出いただいたレポート等を審査し、委員を決定します。
※面接は行いません
- ・選考結果は7月中旬までに本人宛に通知するとともに、被選任者の氏名を県ホームページで公表します。

10 応募先及びお問い合わせ先

岐阜県 環境エネルギー生活部 環境生活政策課 政策企画係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL: 058-272-8202（直通） FAX: 058-278-2605

E-mail: c11260@pref.gifu.lg.jp